**平成２２年（フ）第１３１０号**
名古屋市瑞穂区田辺通４丁目28番地の10　市営田辺荘202号
債務者　知野見　翔
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第９２６５号**
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目３番17―308号、申立時の住所大阪府寝屋川市太秦中町34番10号
債務者　下村　修二
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４０４６号**
大阪府箕面市如意谷４丁目６番13―402号
債務者　秋山　卓也
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４０７９号**
大阪市天王寺区生玉町１番27―1108号
債務者　岩根　史恵
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４１１４号**
大阪府枚方市樋之上町３番４―202号
債務者　宮本　和彦
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４１１５号**
大阪市東住吉区住道矢田５丁目６番30―1001号
債務者　橋本　知美（旧姓嘉津）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４１５３号**
大阪府東大阪市布市町４丁目８番35―209号、事業所所在地大阪府東大阪市中石切町２丁目10番25号
債務者　まるよし家具こと　大坪　　寛
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４１８２号**
大阪市中央区上汐２丁目４番３―601号
債務者　福永　敦子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４７６１号**
大阪府八尾市山本町北８丁目３番20―102号
債務者　橘田　照子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４８８９号**
大阪府茨木市東太田２丁目３番21号
債務者　川添　由佳
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４８９２号**
大阪府枚方市招提南町３丁目18―14―103、住民票上の住所大阪府枚方市東牧野町16番11号
債務者　山田　和信
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４８９８号**
大阪市旭区森小路２丁目10番７号植田ハイツ202号
債務者　髙橋恵里子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４９１４号**
大阪府摂津市鳥飼西４丁目８番１―202号
債務者　西山　單美（旧姓深尾）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４９５８号**
大阪府八尾市旭ヶ丘２丁目59番地の１　サンハイツ旭ヶ丘102号
債務者　宇都孝一郎
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４９８８号**
大阪市西淀川区出来島３丁目２番２―106号
債務者　秋本　雅浩
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４９８９号**
大阪府豊中市庄内幸町４丁目22番８―307号
債務者　倉元英奈子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５００３号**
大阪府池田市中川原町414番地の３　302
債務者　合澤　雅江（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部